京都市告示第 8 5 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成29年4月19日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
眞壁 絵里	アルケル在宅鍼灸マッサー	上京区主税町826番地28	平成 29 年 3 月
	ジ		24 日
小林 千惠子	桂邨治療院	左京区下鴨宮崎町59-4	平成29年3月
			1 日
小林 悠歩	桂邨治療院	左京区下鴨宮崎町59-4	平成29年3月
			1 日
山下 晴基	株式会社 PECHE も	伏見区桃山筑前台町34-	平成 29 年 2 月
	も治療院	10 2F	27 日
横田 翔	訪問マッサージ KEiR	伏見区深草西浦町6丁目74	平成 29 年 3 月
	OW 伏見中央ステーショ	番地 Deft深草1階	14 日
	ン		

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)